

盛岡市補助金交付規則

昭和50年10月13日規則第27号

改正 平成8年9月30日規則第30号

改正 平成17年12月28日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「補助事業」とは補助金の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者」とは補助事業を行う者をいう。

(補助金の名称等)

第3条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象及び補助事業の内容並びに補助金の額又は補助率等は、別に定める。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める補助金交付申請書に別に定める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になつた場合には、市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、前項に規定するもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、別に定める期

日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(決定の変更)

第9条 市長は、第6条第1項第1号の規定により補助事業の内容の変更の承認をした場合において、当該変更に伴い補助金の交付の決定の変更を要するときは、補助金の交付の決定の変更をするものとする。

- 2 第7条の規定は、前項の決定をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、この規則の規定、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件並びに市長がこの規則に基づいてする指示に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業を行わなければならない。

(補助事業遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業者が補助事業を補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行していないと認めたときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める補助金請求書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付の請求があつたときは、当該請求に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、補助金の交付の請求があつた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の指示に従つて措置したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(前金払)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の全部又は一部を前金払することがある。

(条件違反等の場合の決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一

部を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて市長が行う調査を妨げ、又は同項の規定に基づいて市長が求める報告を拒んだとき。
- (2) 第6条第1項に規定する条件又は同条第2項の規定に基づいて附した条件に違反したとき。
- (3) 第11条第1項又は第13条第1項の規定による市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第17条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があつた後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の決定をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の変更があつた場合又は前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該変更又は取消しに係る部分に関し既に補助金の交付を受けているときは、市長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第8までに規定する耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて指定するもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に命ずることがある。

(延滞金)

第18条 市長は、補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者がこれを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付させることがある。

(理由の提示)

第19条 市長は、第11条第1項若しくは第13条第1項の規定による指示、第11条第2項の規定による命令又は第15条第1項の規定による取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を

示すものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和50年度予算に係る補助金でこの規則の施行前に交付したものについては、この規則の規定により交付したものとみなす。
- 3 玉山村の編入の日前に旧玉山村補助金交付規則（昭和41年玉山村規則第12号）の規定に基づき交付の決定がなされた補助金については、同規則の例による。

附 則（平成8年規則第30号）

- 1 この規則は、盛岡市行政手続条例（平成8年条例第32号）の施行の日（平成8年10月1日）から施行する。
- 2 盛岡市様式用の紙の大きさの特例に関する規則（平成6年規則第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 盛岡市敬称の特例に関する規則（平成6年規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年規則第61号）

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同月10日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市補助金交付規則第15条第1項及び第17条の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金から適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。